

令和5年度 第3回松江市地域公共交通会議 議事録

1 日 時 令和5年10月25日(水) 14:00~14:30

2 場 所 〒690-0887 島根県松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター 6階小会議室

3 出席者

(1)委員 井上雅雄、山影一茂(代理:大谷倫広)、秦日出海、鬼村まり子(代理:東山明広)、井上和広、佐藤広樹、丸山武(代理:加田章)

欠席:友森勉

(2)案件提出者 隠岐広域連合事務局(和田哲也、木村靖志)、はつみ交通株式会社(赤松祐樹)

(3)事務局 交通政策課(山崎透、長谷川丈洋、坂本恭平、船越恭平)

4 議 題

議事

協議事項

1. 隠岐汽船連絡バスの運行について

5 議事の要旨

協議事項

1. 隠岐汽船連絡バスの運行について

(概要) 令和6年1月6日より、JR 境港駅~七類港間の運行を開始する隠岐汽船連絡バスについて、申請手続きに必要な本会議での合意を得た。

6 会議経過

発言の要約

1. 開会

(事務局:山崎課長)

「松江市地域公共交通会議設置要綱」第4条2項の規定により、井上雅雄会長が議長を務めることを説明。

(井上雅雄会長)

松江市地域公共交通会議設置要綱第4条第6項の規定に基づき、本会議の提出案件は公開で行うことで全委員から異議が無いことを確認。

2. 議事について

(隠岐広域連合事務局:和田課長)

隠岐広域連合の概要及び隠岐汽船連絡バス運行の必要性について説明。

(隠岐広域連合事務局:木村係長)

隠岐汽船連絡バスの運行について、会議資料を基に説明。

(井上和広部長)

乗客が多く、1台の車両では輸送できない場合の対応はどうされるか。また、冬期など寄港地が変更になる場合も多いが、その場合の対応もどのように想定しているか。

(はつみ交通:赤松社長)

乗客が多い場合は増便の対応をする。

(隠岐広域連合事務局：木村係長)

寄港地が変更になる場合は、隠岐汽船やはつみ交通と連携を密にし、都度対応をする。

(井上雅雄会長)

その他の質問・意見がないことを確認し、全委員から合意を得た。

3. 閉会

(事務局：山崎課長)

今後の地域公共交通会議開催方針について、対面での開始を基本としつつも、松江市地域公共交通会議設置要綱第4条第5項の規定にある通り、軽微な案件は書面開催で行うことで異議が無いことを確認。

以上をもって、令和5年度第3回松江市地域公共交通会議を閉会。

7 所管課等

松江市都市整備部交通政策課（0852-55-5661）